

### 8月は食品衛生月間

☎ 駅南庁舎生活安全課

☎ 0857-30-8552 ☎ 0857-20-3962

夏の暑い時期は細菌性食中毒が発生しやすくなります。「食中毒予防の三原則」に注意し、家庭での食中毒を予防しましょう。

#### 原則1 細菌をつけない

- 調理の前、食事の前はきちんと手を洗いましょう。
- 調理器具はきれいに洗い、清潔に保管しましょう。

#### 原則2 細菌を増やさない

- 調理後はできるだけ早く食べましょう。
- テイクアウトした食品は持ち帰り時間を短くし、早めに食べましょう。
- 残さず食べきり、作り置きや保管はやめましょう。
- 食品は室温におかないで、冷凍または冷蔵保管しましょう。
- 調理、購入してから時間が経ち過ぎた食品は思い切って捨てましょう。

#### 原則3 細菌をやっつける

- 加熱調理する時は、食品の中心部までしっかりと火を通しましょう。

### 鳥取市ボランティア・市民活動センターの案内



☎ 鳥取市ボランティア・市民活動センター

☎ 0857-29-2228

🌐 <http://www.tottoricity-syakyo.or.jp/tvc/>

#### ■今月の講座・相談会

はじめてみませんか？ボランティア入門講座	
とき(要予約)	8月9日(火) 10:00～11:00 8月22日(月) 14:00～15:00
市民活動のための助成金相談会	
とき(要予約)	8月19日(金) 14:00～14:45 14:45～15:30
NPOなんでも相談会	
とき(要予約)	8月24日(水) 10:00～10:45 10:45～11:30

📍 さざんか会館1階  
市民活動拠点アクティブとっとり  
※詳しくはセンターへお問い合わせください。

### リファーレンいなば リサイクルファクトリー 8月スケジュール

☎ リファーレンいなば(伏野2220)  
☎ 0857-59-6026 開館時間:10:00～16:00  
休館日:月曜日(月曜日が祝日の場合は翌平日)  
※臨時休館日:9月3日(土)(施設保守点検のため)

体験講座	日 時	定員	費用
裂き織り	9日(火) 10:00～11:30 13:30～15:00	3人 3人	実費
マイバック(パッチワークトート)	17日(水) 10:00～15:00	5人	200円
健康布ぞうり	23日(火) 10:00～15:00	8人	100円
木工(ネコとウサギを抱いた少女たち)	26日(金) 10:00～12:00	5人	100円

参加申込 8月2日(火)より受付(先着順)  
※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

#### ■ミニ企画 秋のお宝みっけ市

おもちゃ、古本、手づくり品や、普段は出ない洋服類など販売(一部無料あり)。お宝がみつかるミニミニ市。

と き 9月4日(日) 10:00～12:00  
※入場制限を行う場合あり

### 市民伝言板 市民のみなさんの自主的な活動をご紹介します。

#### おもちゃの修理(おもちゃ Dr. 鳥取)

時:8月6・20日(土) 9:00～12:00 / 所:さざんか会館3階ボランティア室 ※事前に電話でご確認ください / 料:無料 / 連:西尾 ☎ 090-2807-2465

#### 未来のパパママ鳥取塾

時:9月19日(月・祝) 13:30～15:30 / 所:やわらかい風 / 容:赤ちゃんの沐浴、産前産後の過ごし方、先輩パパの話など / 料:1組2000円 / 員:妊婦さんとパートナー3組 ※要予約 / 連:産後ケアやわらかい風 ☎ 080-3210-7949 📧 yawakaze.t@gmail.com

※10月号に掲載を希望される人は、必要事項を記入し、8月15日(月)までに、ハガキ、ファクシミリ(☎ 0857-20-3040)または電子メール(📧 shihou@city.tottori.lg.jp)で秘書課広報室まで

紙面の都合により掲載できない場合があります。あらかじめご了承ください。

### 8月は「道路ふれあい月間」 道路に物を置いていませんか？

#### ▶不法占用

道路上に車の乗り入れのためのブロックや、プランターなどを許可なく設置すること(不法占用)は、道路を狭め、事故の原因につながるため大変危険です。設置した物により事故が発生した場合、設置者の責任となり、損害賠償を請求される場合があります。

#### 申請すれば設置ができるもの

- ・家に乗り入れるための側溝蓋
- ・道路に飛び出る看板
- ・カーブミラー

この他法令に記載されている物

#### 申請しても設置ができないもの

- ・プランター、植木鉢
- ・エアコンの室外機
- ・置き看板
- ・乗り入れブロック

この他法令に記載されていない物

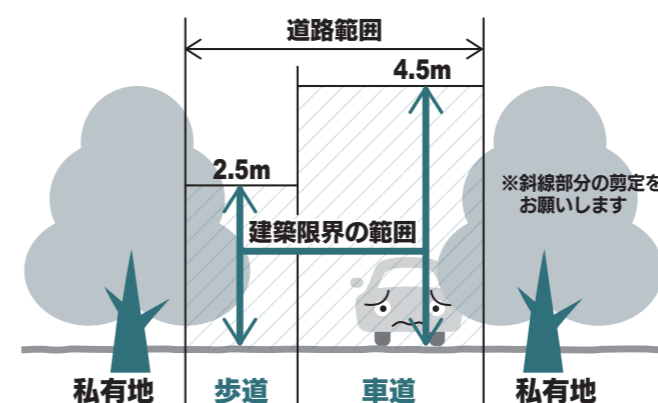
#### ▷車の乗り入れ

車の乗り入れのため、段差を解消する必要がある場合は、工事前に道路管理者(道路課またはお近くの総合支所産業建設課)に申請をお願いします。承認後、「切下げ工事」を施工し、「乗り入れブロック」などは撤去をお願いします。

#### 車道と敷地の間に段差がある場合

✕ 乗り入れブロックを設置

○ 切下げ工事を施工



**生垣や植栽の剪定をお願い**

道路まで伸びてしまった枝などは、道幅を狭めてしまい、事故などの原因になる恐れがありますので、お手入れをしていただくようご協力をお願いします。

※私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、倒木などの緊急時を除き、市で勝手に剪定することはできません。

0857-8530	0857-8430	0857-8230	0857-8971	0857-8771	0857-8571	0857-7430	0857-2730	0857-2030	0857-0830
180499	259888	180667	115512	227990	067126	371146	306564	395516	571301
青谷町総合支所産業建設課	鹿野町総合支所産業建設課	気高町総合支所産業建設課	佐治町総合支所産業建設課	用瀬町総合支所産業建設課	河原町総合支所産業建設課	福部町総合支所産業建設課	国府町総合支所産業建設課	本庁舎道路課(52番窓口)	

詳しくは道路課へお問い合わせください